

第4 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、2012（平成24）年に15年ぶりに3万人を下回った。2017（平成29）年は2万1,140人（速報値）と、6年連続で3万人を下回った。

（2）自殺対策の状況

ア 新たな自殺総合対策大綱

2017（平成29）年7月25日に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。今回の大綱見直しでは、2016（平成28）年3月の自殺対策基本法（以下「基本法」という。）の改正内容や、我が国の自殺の実態を踏まえ、抜本的な見直しを行っている。

主な内容は以下のとおりである。

- ・ 生きることを阻害する要因を減らし、生きることを促進する要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを基本理念に盛り込んでいる。
- ・ 基本法の改正により策定が義務付けられた、地域の自殺対策計画の策定の支援として、地域レベルの実践的な取組への支援の強化を重点施策としている。
- ・ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進と勤務問題による自殺対策の更なる推進を重点施策として新たに柱立てしている。
- ・ 今後10年間の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2015（平成27）年比で30%以上減少させることとしている。

イ 都道府県自殺対策計画等の策定支援

2016（平成28）年3月、自殺対策を、地域レベルの実践的な取組による生きることの包括的な支援としてその拡充を図り、更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法が改正されたことにより、都道府県及び市町村において、自殺総合対策大綱を勘案し、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

そこで、厚生労働省において、自治体の自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめた都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引を作成し、2017（平成 29）年 11 月に通知した。併せて、都道府県及び市町村における既存事業の中で「生きる支援」に関連する事案を最大限に活かし、より充実した計画策定の参考としていただくための「事業の棚卸し事例集」を取りまとめ送付、及びホームページに公開した。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186732.html>

また、自殺総合対策推進センターは、全ての自治体の自殺実態を分析した地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージの策定を 2017（平成 29）年 12 月に都道府県及び市町村へ提供しているため、各自治体が地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が円滑にできるよう活用いただきたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 都道府県自殺対策計画等の策定と地域レベルでの自殺対策の取組

厚生労働省では、都道府県においては 2017（平成 29）年度中を目途に、市町村においては 2018（平成 30）年度中に、新たに自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）することをお願いしている。地域自殺対策計画の策定には、首長のリーダーシップが不可欠と考えられることから、自殺の状況や自殺対策に関する基礎自治体のトップの理解を深めるため、各都道府県において自殺対策トップセミナーを開催した（2018（平成 30）年 2 月 28 日現在、47 都道府県中 37 府県で実施済。同年内に残る 10 都道府県で実施予定）。

また、自殺対策計画の策定支援や人材育成研修等、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、支援を行う「地域自殺対策推進センター」の今年度中の設置をお願いしているところであり、これら地域自殺対策推進センターによる効率的な支援のもと、計画策定の手引や地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策政策パッケージ等を活用しながら、地域の実態等に応じた計画策定を進めていただくようお願いする。

(2) 座間市における事件の再発防止策

2017（平成 29）年 10 月に起きた座間市の事件を受けて、二度と今回のような悲惨な

事件を繰り返さないことは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、政府は、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」を開催し、2017（平成29）年12月19日、関係省庁における従来の取組を検証した上で、再発防止策を取りまとめた。

厚生労働省では、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、次の3つを柱に取組を推進していく。

第一に、ICTを活用した相談窓口への誘導を強化することとし、情報通信事業者に要請して、厚生労働省のホームページにおいてSNS等による相談窓口を含めて紹介できるようにする。

第二に、SNS等を活用した相談対応を強化するため、広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業への支援を行うこととし、2018（平成30）年3月の「自殺対策強化月間」からの事業開始を目指す。事業の実施状況を検証しながら、相談支援のノウハウを集約したガイドラインの作成や、相談員の研修を実施する。

第三に、インターネット上の取組だけにとどまらず、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができる若者の居場所づくりの支援を行う。また、現行の自殺総合対策大綱に盛り込んだ「子ども・若者の自殺対策」を着実に推進し、若者への「生きることの包括的な支援」を進める。

これらのうち、SNS等を活用した相談対応の強化については、地域自殺対策強化交付金（自殺防止対策事業）を活用して民間団体（13団体）において今月から事業を開始している。

また、2018（平成30）年度は、地域自殺対策強化交付金により、上記3つの柱について具体的な取組と政策効果を高めるための実践的な研究とを文部科学省と連携しつつ一体的に実施する予定である。

（3）地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）

本事業については、2018（平成30）年度も引き続きメニュー事業として実施する。メニュー及び交付率は昨年度と同じであるが、事業の必要性・有効性をよく精査いただき、漫然と前年度と同様の事業を申請することのないよう、特に都道府県におかれては都道府県と市町村の役割を明確化し、事業の重複を排除するなど、事業の効率的な実施に向けた調整をお願いする。

また、市町村におかれては、2018（平成30）年度中に市町村自殺対策計画を策定するに当たり本事業を活用する場合は、委託料が過大にならないよう、主体的な計画策定に努められたい。

（4）自殺対策強化月間

本日（3月1日）から自殺対策強化月間が始まった。年度をまたぐ時期は、進学や就職などにより生活環境が大きく変わる時期で、悩み事が多くなり、自殺リスクが高まることが懸念される。こうした悩みを抱えた人たちが必要な支援を受けられるよう、各自治体において相談事業や啓発事業の推進をお願いする。

自殺対策の推進

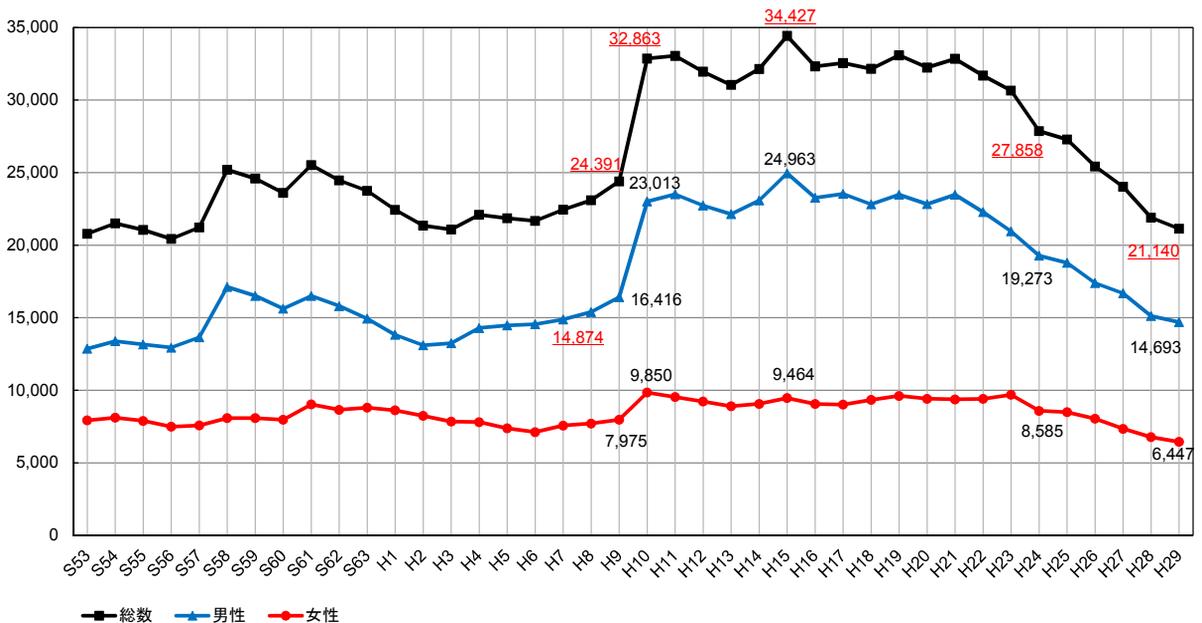
(1) 現状

- 自殺者数は6年連続で3万人を下回るものの、依然として年間約2万1千人（平成29年速報値）という深刻な状況。
- 平成18年6月、議員立法による自殺対策基本法成立。「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。
- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。
 - ※主な改正点
 - ・自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
 - ・自治体（都道府県及び市町村）に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
- 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」を見直し、新たな大綱を平成29年7月25日に閣議決定。
- 地域における計画策定等を支援するため、市町村長等を対象としたトップセミナー、地域自殺対策推進センターの設置促進、ガイドラインの策定及びモデル市町村計画策定事業、等を実施。

(2) 今後の取組

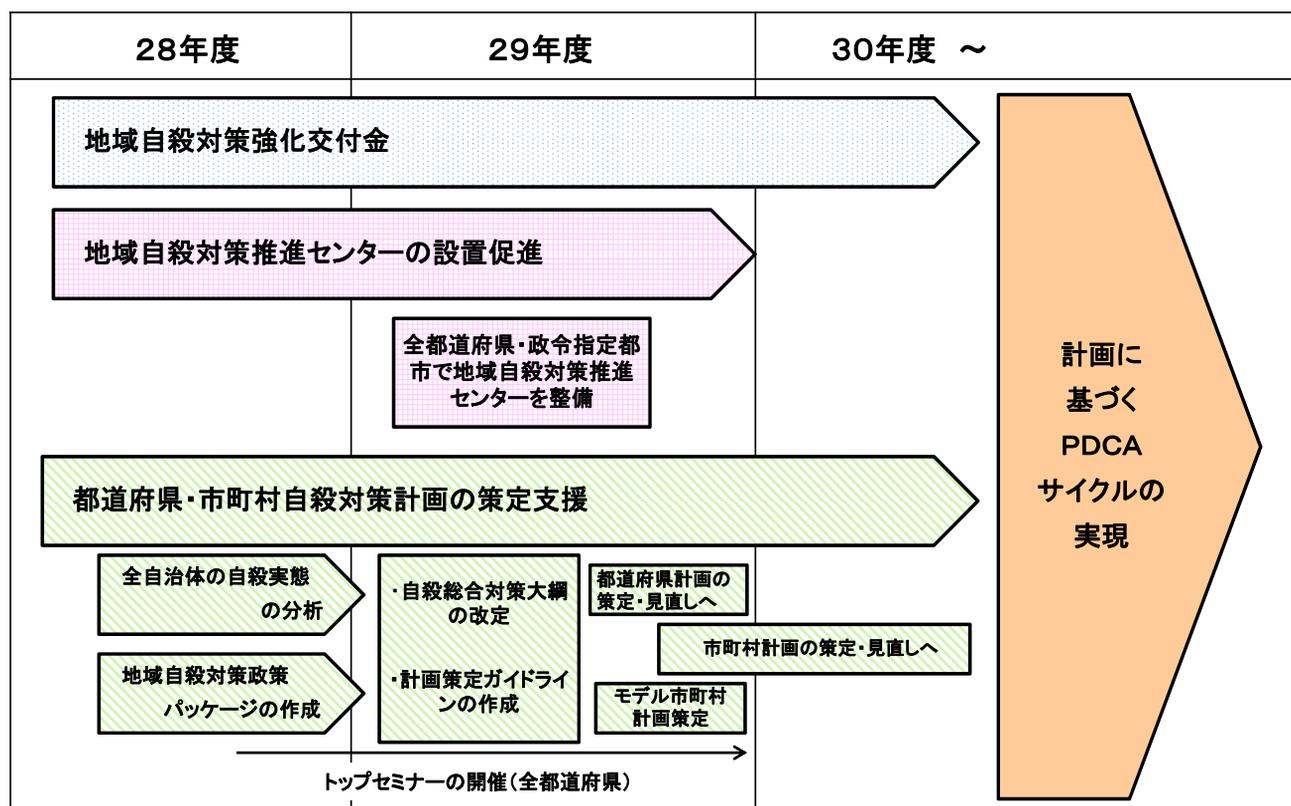
- 今後、平成29年度中を目途に、都道府県において、新たに都道府県自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）。また、平成30年度中に、市町村において、新たに市町村自殺対策計画を策定（又は当該計画を見直し）。
- 平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を受けて、同年12月19日に政府としての再発防止策を取りまとめ、厚生労働省は、①ICTを活用した相談窓口への誘導の強化、②SNS等を活用した相談対応の強化、③若者の居場所づくりの支援等、を柱として取組を推進。

自殺者数の推移(自殺統計)



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
注）平成29年は速報値

今後の自殺対策の流れ(イメージ)



「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等への身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
 - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
 - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
 - サイバートロールの強化

2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

(1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
 - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
 - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
 - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
 - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

(2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ① 今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ② 関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③ 本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

座間市における事件の再発防止に向けた主な対策（厚生労働省）

	ICTを活用した相談窓口への誘導	SNSによる相談	若者の居場所づくり支援
2017年度	<p>○「自殺」「死にたい」等の検索があった場合に適切な相談窓口へ誘導する仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索事業者等において、自殺に関する用語が検索された場合、SNS等に対応したものを含めたより幅広い相談窓口を紹介できるようHPを見直し。 ・検索事業者等にHPを活用依頼 ・厚労省HPの改善（スマートフォン対応など若者向け改善に着手） 	<p>○広く若者一般を対象とする、SNSによる相談事業の開始（地域自殺対策強化交付金を活用）</p> <p>（3月（自殺対策強化月間）に実施）</p> <p>○I P電話に対応した公的な相談窓口の設定について検討・実施</p>	<p>○自殺対策に資する若者の居場所づくり好事例を収集し、全国の自治体に横展開。</p> <p>○厚労省内外の他の居場所づくり関連事業と連携。</p> <p>○SOSの出し方に関する教育について、文科省との連携通知を发出。</p>
2018年度	<p>○若者を相談窓口につなげる支援、SNSによる相談ノウハウの向上、居場所づくりに対する支援について、具体的な取組と実践的研究を一体的に実施。（地域自殺対策強化交付金を活用）</p>		
	<p>○インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みの開発。</p>	<p>○SNSによる相談事業の本格実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の実施状況を検証しながら、相談体制の整備方針を検討、相談支援ノウハウを集約したガイドラインを作成、相談員の研修を実施。（文科省と緊密に連携。） ・研究成果の実践への還元を図り、SNS相談をレベルアップ、取組を波及・拡大。 	<p>○若者向け居場所活動の推進（地域自殺対策強化交付金を活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に関する教育のノウハウ等も組み合わせ、新しい居場所づくりのモデルを作成。

自殺総合対策の更なる推進

新たな自殺総合対策大綱に掲げた数値目標：
自殺死亡率を平成38年までに平成27年比で30%以上減少

平成30年度予算額(案)：31億円

(平成29年度予算額：30億円)

【内訳】 地域自殺対策強化交付金 26.0億円(25.0億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費 2.1億円(2.0億円)
自殺総合対策推進センター運営事業費 1.5億円(1.5億円)
その他(本省費) 1.2億円(1.3億円)

1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び平成29年7月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 子ども・若者の自殺対策については、座間市における事件を受け、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

【新規】若者に向けた緊急的な自殺対策の推進

- インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けて、SNSを活用した相談機会の確保や若者の居場所づくり等への支援と政策効果を高めるための実践的な研究とを一体的に実施。

若者を相談窓口へつなげる支援



・インターネットの活用等による新たな情報提供等の仕組みの開発

SNSによる相談ノウハウの向上



・SNSによる相談事業を実施・検証しながら、相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成、相談員の研修等を実施

居場所づくりに対する支援



・若者向け居場所活動の推進
・ゲートキーパー養成研修や、SOSの出し方に関する教育のノウハウ等も組み合わせ、新しい居場所づくりのモデルを作成

2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等を引き続き推進する。

1 無料低額介護医療院利用事業等について

(1) 無料低額介護医療院利用事業の創設について

平成 30 年 4 月に、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設される。これに併せて、社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号が改正され、第二種社会福祉事業として、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）が平成 30 年 4 月に創設される。

これを踏まえ、無料低額介護医療院利用事業の基準及びその運用等を整理した「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（平成 30 年 2 月 20 日付社援発 0220 第 1 号・老発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（平成 30 年 2 月 20 日付社援総発 0220 第 1 号・老老発 0220 第 1 号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）」を発出した。

無料低額介護医療院利用事業の基準については、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額老健施設利用事業」という。）の基準を基本とした上で、介護医療院が介護療養病床の医療機能を維持していくこととされていることを踏まえ、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）の基準の一部を取り込んだ内容としている。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、詳しくは通知文書を御確認いただき、適正な無料低額介護医療院利用事業の実施に御配慮いただくようお願いしたい。

(2) 無料低額診療事業等に係る運用上の留意事項について

無料低額診療事業、無料低額老健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）については、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等」に係る運用上

の留意事項について（平成30年1月18日付社援総発0118第1号・老老発0118第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）」等を発出し、「診療施設内で投薬を行った場合の取扱い」及び「無料低額診療事業等を行う施設の周知」等について通知したが、無料低額介護医療院利用事業が創設されるに当たり、これまで示してきた無料低額診療事業等に係る通知を整理し、運用上の留意事項を改めてお示ししたものである。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、無料低額診療事業等の運用にあたり御留意いただくようお願いしたい。

2 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

昭和22年当時から募金運動の中心は自治会や町内会など地縁組織による戸別募金であり、現在でも募金額の7割以上が戸別募金によるもの（平成28年度実績）である。

しかし、地域の人口の減少や地縁の希薄化などを背景に戸別募金による募金は減少傾向にあり、法人募金の減少も相まって共同募金の募金額は平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いている。

厚生労働省では、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、平成29年5月に成立した改正社会福祉法（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号））により、包括的な支援体制の構築を進めている。平成29年9月に公表された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」（座長：原田正樹日本福祉大学学長補佐）最終とりまとめでは、共同募金の取組に関連して、

- ・ こうした地域づくりを推進するための財源については（略）共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進したり、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組等を取り入れていくことも有効である。企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングが必要である。

といった指摘がなされているところである。

また、上記改正社会福祉法を踏まえ、平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」で示している、市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいては、市町村計画及び都道府県支援計画に盛り込むべき事項の1つとして、「地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附

や共同募金等の取組の推進」として、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用等について例示されているところである。

共同募金は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして重要であるとともに、地域で募金が行われ地域のために使われるという特性から、地域の住民や地域で活動する人をつなぎ、住民主体で地域を支える契機を作る役割を期待される存在である。

これまでの積み上げた信頼や関係者との繋がりを活かしながら、新たな取組み等を進めることにより共同募金を活性化することが地域福祉の向上や地域の問題解決の一方策であるため、各自治体においても共同募金への協力支援を含め連携を進めていただけるようお願いする。

3 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていたところである。

平成30年度の大員表彰実施に際しては、後日実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、平成30年7月の提出とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、近年、推薦後の取り下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

(参考)

平成30年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成30年11月22日（木）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

平成30年度 社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4月	・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都内	25日(水)・26日(木)	自立推進・指導監査室
5月	・新任基礎研修会〔査察指導員等〕	東京都内	5月上旬	自立推進・指導監査室
	・消費生活協同組合行政担当者全国会議	厚生労働省	5月下旬	消費生活協同組合業務室
6月				
7月				
8月	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	8月上旬	保護課
	・全国生活保護査察指導に関する研究協議会	東京都内	8月下旬～9月上旬	自立推進・指導監査室
9月	・自殺予防週間	全国	9月10日～16日	自殺対策推進室
	・全国民生委員児童委員大会	沖縄県 (沖縄コンベンションセンター)	27日(木)～28日(金)	地域福祉課
10月	・共同募金運動	全国	10月～3月	総務課
	・平成30年度厚生労働大臣表彰(生協関係)※5年に1回	厚生労働省		消費生活協同組合業務室
11月	・福祉人材確保重点実施期間	全国	4日(日)～17日(土)	福祉人材確保対策室
	・介護の日	全国	11日(日)	福祉人材確保対策室
	・全国社会福祉大会	東京都 (メルパルク東京)	22日(木)	総務課
	・生活保護就労支援員全国研修会	東京都		保護課
12月				
30年 1月	・全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	1月中旬	厚生労働省
	・介護福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	1月下旬	福祉基盤課
2月	・社会福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	2月上旬	福祉基盤課
3月	・社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	3月上旬	総務課
	・生活保護関係全国係長会議	厚生労働省	3月上旬	保護課
	・介護福祉士国家試験(実技試験)	全国各会場	3月上旬	福祉基盤課
	・自殺対策強化月間	全国	3月1日～31日	自殺対策推進室